

令和8年 第5回

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和8年2月8日(日)  
午前10時00分から

## 1 議 題

- (1)衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における (議案第28号)  
投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求  
めることについて
- (2)選挙人名簿から抹消する者について (議案第29号)

## 2 その他

- (1)次回以降の委員会日程について(予定)

令和8年3月2日(月) 午前10時00分から

令和8年4月20日(月) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第28号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年2月8日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

---

○地方自治法施行令（抜粋）

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議題 (2)  
議案第29号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年2月8日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

1	抹消する者の数	165人
	内訳 死亡者	69人
	市外転出者	96人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和8年2月8日

(根拠)

・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) <sup><※1></sup>前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。

(3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

(4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第27条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和8年2月8日

1 死亡者

令和8年2月7日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和7年10月7日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	37	32	69
転出者	54	42	96
計	91	74	165